

2012-02-29 : 平成24年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年 2月29日 (水)

午前10時00分

閉 会 午前11時 3分

出 席 者 議 員 9名

出 席 委 員	委員長	室 伏 友 三	副委員長	杉 本 光 明
	委 員	露 木 寿 雄	委 員	長谷川 俊 子
	委 員	丸 山 孝 夫	委 員	小 澤 眞 司
	委 員	土 屋 誠 一	委 員	松 野 満
	議 長	室 伏 重 孝		

欠 席 委 員 な し

傍 聴 議 員 1 番 山本俊明議員、5 番 佐藤 恵議員、7 番 高橋延幸議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作 総務部長：北村 満

総務部行政課題担当部長：高橋 正 福祉部長：鈴木誠二

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

(秘書広報室) 室長：松野善一

(徴収対策室) 室長：朝倉礼彦 副室長：須藤裕明 主幹：梨子本隆志

副主幹：高橋資次、二宮 淳、二見祐輔、常盤茂樹

(税 務 課) 課長：佐藤吉弘

(福 祉 課) 課長：菅沼浩行

(介 護 課) 課長：富岡 清

(住 民 課) 課長：力石浩一 主幹：新磯一寿

(水 道 課) 課長：小澤宣昭

(温 泉 課) 課長：力石 剛 主幹：常盤恭由

(下水道課) 課長：鈴木祥雄

書記： 議会事務局長 高橋茂雄 議会事務局主幹 開沼 靖

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年2月29日（水）午前10時00分

○委員長【室伏友三君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員の報告をいたします。傍聴議員は、山本俊明議員、佐藤 恵議員、高橋延幸議員、3名であります。

それでは、町長からご挨拶をお願いします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、おはようございます。

湯河原町では珍しい雪の日に、本、町税等徴収対策強化特別委員会の開催、正・副委員長はじめ、委員各位には、ご出席ありがとうございます。

昨日、予算審査特別委員会の結果が出ました。本会議での議決もまだ残されている中ではございますけども、この町税の対策強化につきましては、次年度には、アドバイザーの力を借りながらという部分の中で、今後税の公平性、また料金の妥当性を確保するために、しっかり取り組まなければいけないという、こんな思いでございますが、現状をまずはご報告させていただき、不納欠損等につきましても、状況をお伝えさせていただく中で、判断を進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【室伏友三君】 次に議長から、ご挨拶をお願いします。

○議長【室伏重孝君】 皆さん、おはようございます。

寒い日が続いております。また今日は、町長も今、申しましたけど、雪の中という形の中で、大変またお忙しい中を、委員長はじめ委員の皆様方には、委員会に出席していただきまして、ありがとうございます。

今日につきましては、第3回目となる委員会でございますけども、1月の徴収状況について、また不納欠損が主な内容でないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

○委員長【室伏友三君】 ありがとうございます。

本委員会は、本日で本年度最終になろうかと思えます。委員の皆様方におきましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入る前にお願いいたしますが、ぜひ、会議が円滑かつスムーズに進行できますよう、委員の皆様方のご協力をお願いいたしますと同時に、同じような内容の質問・意見は控えていただき、返答される行政側の皆様も、的確かつ明瞭・簡潔をお願いいたしまして、答弁の際は、所属と名前をはっきり述べていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入らせていただきます。

案件（1）平成23年度1月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 1 説明）

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、委員の方、ご意見・ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

（なし）

○委員長【室伏友三君】 次に、（2）平成23年度不納欠損について、須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 2 説明）

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、委員の方、ご意見・ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

露木委員。

○4番【露木寿雄君】 欠損の主な理由で、税が5年、料が2年経過で、53人となっておりますが、これってというのは、普通、交渉していたり、継続交渉していたり、通知を出したりしていれば、これは少し過ぎても、

時効にはならないということを聞いたんですけども。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 時効の理由の主な例でございますが、まず、納税をしていただいていない方は財産調査をして、裁判所で差押えをする場合がございます。その財産調査により、差押えをした時点で、既に時効が発生していた部分がある場合がございます。そちらの部分は差押えができませんので、その部分は、徴収権がないということで、不納欠損するしかないというような形のものはございます。

また、租税債権の回収が不可能という判断をいたしまして、滞納処分執行停止を、法に基づいてかけることがございますが、法によりますと、執行停止をかけてから、例えば生活困窮ですとか財産なし、どこかに転居先不明ですとか、いろいろ理由がありますけれども、それが継続して、3年経過しますと、不納欠損ということになりまして、租税債権が消滅しますけども、その3年を経過する前に、時効の方が早くやってきてしまう、例えば、国民健康保険などは、時効が2年でございますので、3年を経過する前に、時効の方が早くやってきてしまう場合がございます。そういった場合には、やむを得ず、不納欠損をする場合がございます。

また、住民登録がない方が、転出等で居所不明になってしまいまして、その実態とか財産の確認できないまま、時効を迎えてしまって、やむを得ず不納欠損をするというような理由がございます。

このような理由がございますが、以上のような形で、不納欠損せざるを得ないということでございます。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 今、申し上げましたのは、あくまでも一例でございますが、私どもの反省点でございますが、もっと早く財産調査に着手をいたしまして、早期に時効を成立させないような努力をもっと早くしていれば、不納欠損額の方も、少なくて済んだという反省点がございます。

ですから、24年度の取組ですけども、1つには早期着手、なるべく早く滞納者と折衝、これは、電話催告も含めまして、滞納者の家に訪問する場合もございます。そういったものを、なるべく早くすることによって、滞納額が膨らむ前に完納をしてもらう。完納してもらえば、不納欠損というものは生じないわけでございますので、そういった努力をしていきたいと考えております。

○委員長【室伏友三君】 露木委員。

○4番【露木寿雄君】 そうすると、普通の方が、例えば料金が2年、3年経っても、時効にはならないんですよね。基本的に交渉して、分納だとかいろいろな形で行っている方が、2年経っちゃったら、時効になるんですか。ならないんですよね。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 今、露木委員がおっしゃったご質問の内容なんですけども、通常は、滞納者に対しましては、催告なり何なりしてまして、分納してくださいとかってよくあるんですけども、誓約書をですね、誓約書を提出することによって、時効をいったん中断させまして、最後までいただきますという形になります。

今度は、一番最初の質問の内容なんですけども、この5年経過、2年経過というのがございますけども、この53人というのは、一応分納誓約とか、そういうものがとれないで、時効になってしまったものが53人いるということでございます。よろしいでしょうか。

○4番【露木寿雄君】 分かりました。

○委員長【室伏友三君】 他にどなたか。長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 確認をしたいんですけども、国保のように、料の場合には2年ですよね。たびたび議会でも、料を税に変えたらどうかというふうな意見が出ておりますけれども、それを税にしない理由、できない理由というか、その辺をもう一度お聞かせください。

○委員長【室伏友三君】 力石住民課長。

○住民課長【力石浩一君】 お答えします。

議会の一般質問の中でも取り上げられたことがありますけども、33市町村ございますけども、税の割合が町村部に多いのですが、保険料というような状況もございます。

また、国保の広域化というものも見据えた上で、今、現状を維持しているような状況でございます。

○委員長【室伏友三君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 ちょっとよく分からないんですけども。他の地域がどうのこうのは結構です。町の状況をお願いしますと言っているんですけど。

○委員長【室伏友三君】 力石住民課長。

○住民課長【力石浩一君】 歴史的な背景もございますが、もともとは、国民健康保険料というところから発足、国民健康保険制度という、料の段階で発足したものでございまして、いろいろなシステム改修ですとか、そういった諸々の経費とかが、かかるような状況がございます。

そのような中で、うちの町の方針としましては、昔から料を用いているというような状況でございます。

○委員長【室伏友三君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 システム改修のときにはお金がかかるかも知れませんが、こういうふうにな納欠損になってしまわないような方法っていうのは、税の方がいいんじゃないかっていう、単純な考えから申してはありますが、もうちょっと、料を税にしない理由というのを、明確にしてほしいなと思うんですけども、そういうあれですか、ちょっと他の方の答弁でお願いしたいと思っておりますけれども、その辺を明確にお願いします。

○委員長【室伏友三君】 北村総務部長。

○総務部長【北村 満君】 過去に、私が部長をやっているときに、そのような一般質問がございまして、そのような中で、先ほどシステム改修という話がありましたが、例えば、今、共同電算化をしております。そういう中で、税の方が主流だよということになれば、湯河原町としても、いずれは移行しなければならないかも知れません。

ただし、国民健康保険は、先ほど住民課長が言ったように、もともとは、料でやりなさいというのが主旨です。これは、国民健康保険法でも。それを、住民税のデータを使った税方式で計算することができるというふうになっていて、それを分けるのは、委員がご指摘のように、時効の問題もあるかも知れません。

ですから、今後は、町村共同システムの動きなどを見る、又は先ほど住民課長が言ったように、国保も、県レベルでの広域化という話も、まだ消えてはおりません。そのような中で、どういう扱いになるかというのを見ながら、もし、税の方に移行するようでしたら移行、広域でやるのが料だと言え、料でやらざるを得ないのかなという気がします。

○委員長【室伏友三君】 よろしいですか。

○6番【長谷川俊子君】 はい、結構です。検討をお願いします。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 2年か2年半前に、やっぱり税にすべきだという意見が出た。あるいは、滞納の問題、それから不納欠損の問題で質問があったときに、その当時の課長は、やっぱりいろいろな問題があるけれども、要するに不納欠損をさせないために、納税課としては、いろいろ対策を打っている。

ですから、国民健康保険料にしても、その前に請求したり、あるいは継続させて、不納欠損にならないような対策を打つという答弁をしているんですよね。その議事録があれば、再度確認したいんですけども。それを見てどうのこうのじゃないですよ。やっぱり、そういう答弁をしているときに、8,800万円というこの不納欠損、現時点の2月末の段階でこの金額ですけども、実際には、前年、2、3年の不納欠損の金額は、どういうふうに、今、推移していたのか、それを教えていただけますか。期末でも結構ですし、2月末でも結構です。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 昨年度、22年度のときの金額なんですけど、全体で言いますと、全ての科目を合わせまして、2億4,000万円ほどでございます。正確に言いますと、2億4,157万3,075円という金額でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 ということは、不納欠損金額は、年々下がってるんですか。その辺の確認を教えてください。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 年々下がっているということでもございませんで、その年その年ごとに精査をいたしまして、ご承知のように、平成22年7月1日に徴収対策室ができました。そして、担当科目は増えましたけれども、14人という人員をいただきました。その中で、やはり不納欠損をするに對しましては、1人1人の対象、滞納者の実態等を調査して、その人間はもう不納欠損せざるを得ないというものを、きちんと調べる前提がございます。14人の人員をいただきましたので、対象者の方の洗い出しの方を、14人の中で、事細かに対象者を洗い出して、調査をすることができましたので、本年度の予定額と比べまして、ずいぶん多くの不納欠損をさせていただきましたが、21年度につきましては、このような昨年度の2億4,000万円というほどではなくて、逆に言いますと、それより低い金額の不納欠損をさせていただいております。

ですから、逆に言いますと、22年度に徴収対策室ができた関係で、細かいところまで精査をすることができて、金額、2億4,000万円という大きな金額の不納欠損をさせていただいたという経緯がございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 基本的には、まずは単年度ごとの不納欠損を、せめて3年出してくださいよ、不納欠損の実態をね。

それともう1つは、今の答弁でいくと、徴収対策室ができたから、増えたんだという、これはちょっとね、発言としてはおかしいんじゃないんですか。逆に、不納欠損が21年度以前に、不正解な不納欠損だったということですよ、裏返してみれば。違いますか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 不正解だというようなご発言がございましたけれども、確かに21年度以前に、不納欠損として処理すべきものであったものが、処理できていなかったという部分は、反省点はございます。それは、今後も精査をいたしまして、徴収が不可能だと判断されるものに関しましては、法に基づいて、確実に不納欠損処理をしていきたいと考えております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、2年前の課長の答弁は何なんですか。要するに、不納欠損を少なくしようとする前提で、答弁があったんじゃないんですか。不納欠損を少なくしよう。そのために、こういうことをやっているんですよという答弁でしょう。違いますか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 不納欠損の中にも、財産なし、生活困窮、あるいは居所不明という、そういう理由で執行停止をかけて、法に基づいて、本来は、不納欠損をしなければなりません。

我々が反省しなければならないのは、時効ですね。時効を成立させてしまっ、それによって不納欠損をしてしまったというものは、今後とも、極力防がなければならないという反省点はございますが、法に基づく財産なし、生活困窮、あるいは居所不明という、執行停止をかけて3年を経過して、租税債権がなくなるということは、法に基づいたものでございますので、こちらの方は法を遵守しながら、不納欠損処理をしていきたいと考えております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、この欠損の主な理由の中は、法律的にはっきりしているということですが、税5年経過、料2年経過53名というのは、これは、対策を具体的にどのようにした結果、こういう53人になっちゃったんですか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 時効をですね、今後成立させない、この53人の時効を成立させない、今後の方策としてなんですけども、そのようなお答えでよろしいでしょうか。

○13番【小澤眞司君】 はい、結構です。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 まず1つは、先ほど申し上げました、滞納者との早期の折衝がございます。早期の折衝、臨戸訪問・電話催告等ございますが、滞納額が多くなる前に完納させることにより、時効の成立を防ぐと。

もう1つは、納税意識のない滞納者については、早期に財産調査をした上で、差押えをしまして、速やかに時効を中断させるような努力をいたします。

もう1つは、分納の希望者がいた場合には、今でも分納誓約書を取っておりますが、分納誓約書を取りますと、時効が中断いたします。その分納誓約書を取った場合には、今、徴収対策室でも課内で協議をしておるんですが、担当者だけがその情報を持つのではなく、滞納システムの備考欄に、「いついつ、こういった形で納税誓約をもらって、その時効がいつ到来してしまう」というようなことを、詳しく書くことによって、職員全員がその情報を共有することによって、時効の成立を防ぐと。

また、納税誓約をもらっても、その次の日からまた、時効が進行してしまうわけですから、定期的に分納を守っている方には、定期的に納税誓約書を再提出していただくというような形、そのようなことを考えております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 42名の町外転居先不明という方がいらっしゃいますけども、これは納税の担当もそうですけども、転居した先を、やっぱり明確に把握する対策というのは、どういうふうにやられているんですか。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 ご質問にお答えいたします。

町外転居先不明という者に対する対応ですけれども、その市町村に対しまして、実態調査というものを、例えば小田原なら、小田原市役所の方に、いろいろな項目につきまして、現在どういう状況ですかという調査をかけます。

その結果、小田原市内にいても、小田原市でも、転居先不明とかいう返事が返ってきます。いろいろな市町村に出しているんですけども。それに基づいて、これ以上調査が不可能ですよということで、うちが判断しましたのが、42名いたということでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、生活困窮者、これは41名になっていますが、どういう生活困窮者か分かりませんけども、生活保護をもらっていても、税金、あるいは料は取れるわけですよね。そういう対策は、実際に今、生活保護をもらっているのも別にしても、そういう対策の上に立った納税ということは可能ですよね。そういう対策までしているんですか。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 生活困窮者からの料の徴収につきまして、水道料金ですとか、高齢者がほぼ多いので、介護保険料がかかっております。これは、生活保護の支給日に担当者が徴収している状況で、分納で引き続き終わらせないように、徴収はしている状態でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 生活保護者も湯河原は今、私が知っている数字は、550名という、それ以上増えているかどうか分かりませんけども、そういうのにもやっぱり対象者、不納欠損というか、滞納の対象者はいらっしゃるんですか。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 現在、この生活困窮者41名の中に、生活保護を受けながら滞納をしている方はございます。

生活困窮41人出ておりますけども、生活困窮者のうち、この中に生活保護受給者は、入っております。

○13番【小澤眞司君】 困窮者から取っているわけじゃないでしょう。この41人は。ちゃんと答弁してください。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 申し訳ございません。先ほど失言がございまして、申し訳ございません。

生活困窮が、著しく困窮しているという理由で、今回、生活もぎりぎり精一杯の方を、税金の方には回らないという方が41人おりましたので、この方々を欠損としたいということで、載せさせていただきました。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 冷たい話で恐縮ですけどね、ということは、41名は、生活困窮がなくなっていけば、滞納分については、町としては、納めてもらうという方向の人たちも何人か、そういう人たちが何人か分かりませんが、可能性はあるというふうに判断していいんですか。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 そのとおりでございます。

○委員長【室伏友三君】 暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時35分

○委員長【室伏友三君】 休憩中の委員会を再開いたします。

須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 先ほどの生活困窮者の欠損の件ですけれども、この方々につきましては、生活困窮が続いておりまして、うちの方でも徴収ができないまま、時効が到来してしまいまして、その分を欠損にいたしたいということで、その取り切れなかった人たちが41名ございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 だから、町としては、時効ができないような対策をしているわけでしょう。違うんですか。

（松野委員：「時効できないようにしているんだけど、やっぱり払わないで、それが41名」

○13番【小澤眞司君】 それは、41名はいいですよ。だけれども、実際には、時効をさせないような方法で納税してもらうというのが・・・。

（松野委員：「それができれば、みんな苦労しないですよ」）

○13番【小澤眞司君】 それは苦労しないよ。それは、当たり前の話だよ。

だから、その辺を8,800万円ほど、この2月末で出るということ自体が、滞納総額が16億もある、やっぱり5%が不納欠損になるということは、これは、非常に大きな金額だと思うんですね。

だからその辺を、時効せざるを得ないという背景と、それから納税課として、どういうふうにして不納欠損にさせない。ちゃんと税金をもらうということを、もう少し真面目にやってもらいたいと思ってるんですね。

町税だけでも3,400万円あるわけですよ、不納欠損がね。だから、特に固定資産が2,200万円という、これなんか非常に金額的に大きいわけなんで・・・。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員、簡潔・明瞭をお願いします。

○13番【小澤眞司君】 分かりました。

だから、そういう意味で、町として、基本的に不納欠損をどの程度の金額まで、あるいは比率をどの程度までするのかということと、もう1点は、翌年度の対策をどういうふうにしていくのか、その辺をもう少し鮮明にしていきたいなと、こう思ってるんですね。

ですから、滞納総額が16億円もある。これをどういうふうにして徴収するかということとを、もう少し、ただ単に、この滞納繰越分のリストがどうのこうのではなくて、そういうもう少し長い目で見た方針をどうするのか。ですから、聞けば、県下では、非常に高い、一番高い町だということを自覚した上で、不納欠損及び滞納対策をしていただきたいと思っているんですね。

要望でいいです。

○委員長【室伏友三君】 要望でよろしいですね。

他にございますか。松野委員。

○15番【松野 満君】 この委員会が議会でできたから、この不納欠損のこういう結果が実際に出せるんですよ。そのために、今、小澤委員が言っているとおり、まだいろいろあるから、これ以降、不納欠損を出さな

いようにするには、職員はじめ我々議員も、どこかで手助けできるようなことがないかと。

前々から、私は言っているんだけど、それが個人情報保護法とか、そういうのがあって、なかなか、我々もイライラしているわけ。こういうを見せてもらっても、1,000円、2,000円の人たちが、本当にここで不納欠損かってなったりしていることが多いじゃないですか。

だから、どういう形の中で、これから不納欠損をなくしていくには、これ多くなればなるほど、している人間がしゃべるんですよ。それで、湯河原の人間、結構平気で滞納したり、そういうしている人間が多くなっちゃうことが一番困るんですよ。そこをどうやってこれから、みんなで知恵を出し合って、なくして、納税者を増やすことが、やはりこの委員会を作った意味なんで、その辺をぜひ、正直に・・・。

これ現場は大変だと思います。本当に。そういうような、事実、そんなことはだめだと我々が言っても、払わない人間が多くなっているんで、その辺を皆さんこれから、収納する人たちは、やっぱり自分たちの苦労話を、私なんかはしてもらいたいわけです。そうすれば、それに乗じて、少しは手助けができるんじゃないかなってというのが、我々の気持ちなんでね、それを要望しておきます。要望です。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 大変な課で、大変だと思いますけど、まずこの税の徴収で、例えばいろんな科目があるんですけど、例えば同じように徴収はしているんですか。徴収の仕方っていうのは、以前より変わってきちゃったりしてるのかなっていうことが、まず1つ、それを聞きたいんですけど。どういう仕方をしているのか。

ただ督促だけ出すのとか、歩いているのとか、あるじゃないですか。そういう、ちょっと科目によって違うと思うんですよ。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 ご確認させていただきたいんですが、複数の科目の滞納者がいた場合に、どのような形で徴収しているかということでよろしいですか。

○14番【土屋誠一君】 はい、徴収の仕方です。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 まずは、例えば固定資産税と国民健康保険料の滞納をしている方がいらっしゃいまして、その担当者が自宅に訪問して徴収する場合、また、毎月来庁してきていただく場合もございます。

そのときにまずは、滞納者が固定資産税を払いたいと言っているのに、いや国民健康保険の徴収率があまり良くないので、できれば納付をいただきたいという気持ちがこちらにあったとしても、やはり納税者の意思を優先するというのが基本でございます。

ただ、納税者の中には、振り分けの方は、今日10万円持ってきたので、固定資産税に何万円、国民健康保険料に何万円という振り分けは、そちらに任せますという方もいらっしゃいます。ケース・バイ・ケースでございますけども、私も毎月毎月、こういった収納状況を出しておりますので、ちょっと収納率が弱いところには、納税者と交渉しまして、今回は、国民健康保険料の方に多く入れていただいけませんか、というようなお願いをして、いつもとは違う比率で入れていただくこともございます。

○委員長【室伏友三君】 土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 納税者が来てくれるのが、一番ベターなんですけど、督促状を出しても来ないと。例えばそういう場合、ただ私が危惧するのは、このぐらいの自治体で、14名のスタッフで、24時間体制とは言わないんですけど、午後から行ったり、夜行ったりするのが、14名で大丈夫なのか。まあ人数が多ければ収納率が上がるということではないと思うんだけど、24年度で徴収アドバイザーの人件費も付けてるんですけど、他の自治体と違わなく、同じように例えばやっていて、収納率が低いのか。収納率の高い自治体というのは、何か違うことをやっているのか。収納の人数がすごくいるのか。極論を言うと、民間ってあり得ないんだけど、民間なんかに委託しちゃっているのか。

例えばですよ、水道を止めると、すぐ困って水道料金を払うとか、即水道を止めて、水道料金をもらいにいくとか、何か違うことをやっているから、収納率が上がっていると思っているんですよ、考え方が。

だから、今14名で大変なのか。徴収アドバイザーが来て、その辺のイロハを聞いて、今度は、すごく収納

率が上がるのか、ちょっとその辺、漠然とした質問なんだけど、どうなんですか。言いにくいと思うんだけど、今14名で、今どういう時間帯を割り振りしているんですか。同じ8時半に来て5時に帰るんじゃないくて、12時に来て9時に帰るとか、何かいろいろあるんでしょう。どういうことなんですか。その辺ちょっと教えてもらいたいんだけど。収納率を上げるためには。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 1点目の、14名で足りるのかというようなご質問なんですけど、確かに湯河原町のように、税以外に、税を含めて8科目ですね。1つの課、湯河原町の場合は「室」でございますが、そこで滞納整理を一括して引き受けている市町村というのは、恐らく神奈川県の中ではないと、実際ありません。

少なくとも、税務課の中で滞納整理をやっている者が、国民健康保険税ですとか、そういった、税と国民健康保険税ぐらいに限られていると思います。

あと真鶴町では、うちの徴収対策室みたいな、対策室と同じようなところがありましたけれども、それでも、これだけの保育園保育料までを、一手に引き受けていくようなところはないと思います。

14人と人数をいただいているわけですから、他の課に比べましても、多人数でございますので、この人数で恵まれているという判断をいたしております。

あとフレックスタイム、要するに時差で夜間滞納、今、夜間滞納電話催告もやっておりますので、夜間滞納電話催告に当たっている者は、時差出勤で、時間をずらして出勤する対応をとらせていただいております。

○委員長【室伏友三君】 土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 なぜ聞くかと言うと、先ほど他の委員さんの答弁の中で、時効のこととか、ちょっと人的ミスとかっていうんじゃないんだけど、ちょっと水道料金とかいろいろな部分で、生活困窮のこともそうなんだけど、ちょっと手が回らないというのかな、そういうふうには私は考えたので、できれば、大変なこと、徴収というのは、他のやっぱり不公平さを感じてはいけけないので、人数が少し増えれば収納率が上がるなら、14名が18名にして上がるなら、私は、その方がいいと思ってるんですよ。

また、徴収アドバイザーさんが来てくれるのは、すごく期待しているわけですよ。ですから、必ず数字に収納率が出ちゃうんだから、私なんかは単純だから、人数をこの倍にすれば、収納率はうんと上がると思っちゃってるわけですよ。

ですから、その辺はやっぱり、これはもう取らなきゃいけないことなので、ぜひ、人数が増えれば収納率が上がるなら、ぜひ行政側にそうしてもらいたいし、徴収アドバイザーにも期待しておりますので、大変なお仕事だと思いますけど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長【室伏友三君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 本当に徴収の方たちが、いろいろとご苦労されていると思います。

1つ私聞きたいのは、14人のうちの中に、女性の職員もいらっしゃいますよね。やっぱり、真面目な滞納者とか、ちょっと語弊がありますが、真面目な滞納者、不真面目な滞納者という、そういうランクがあると思うんですけども、やはりその滞納者の考え方を変えていただくように話をもっていかなきゃならないわけですよ。そうすると、やっぱりきめ細やかな、その人の生活の中身なども、よく聞いた上でいい方法というのをアドバイスしたり、そのやり方っていうものを提示するわけですけども、やはりこの間のテレビじゃないですけども、水道が止められて、ガスも止められて、3人が餓死をしていたというような、ああいう痛ましいあれを見ますとね、まあこれは私たち、徴収がんばってくださいという話の中で、逆になるかと思いたすけども、ああいうようなことが起こってはいけけないわけで、やっぱりそこには、人間味のある徴収ということが必要になってくると思うんで、要望としては、やはりきめ細やかな、まあ今度は、アドバイザーの方も来られますので、その辺の徴収方法というのが変わってくると思いたすけども、その辺本当に、人間味のある徴収の仕方を、厳しい中にもしていただきたいということを要望しておきます。

○委員長【室伏友三君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 まだ、議論が尽くされたとは思っておりませんが、先ほど来、いろいろな委員さんからのご質問等々で、実務は、担当の方がお答えをさせていただいたわけでございますけど、もう少し、人数も増やせという、こういったこともあろうかと思えます。

まずは、冒頭のご挨拶で申し上げましたように、予算が通ってからの話ではございますけれども、徴収アドバイザーという、そういった外部の力を、活用したいという考え方がまず1点。

もう1つ、この対策室を創って、情報の一元化ができたということが、まず1つあろうかと思えます。これが全て、徴収が上がってないので、一元化したから、じゃあどうなんだということにつきまして、なかなか明快な答弁もできない状況でございますが、一元管理ができたということは、この後そういった中で、先ほど来、厳しい徴収と、そしてやはり財産のある方には、差押え等々もあるわけですが、現実的に今、財産がない方においては、そういったことで時効を止める手段もないという、こういう状況もありますけども、なるべく考え方としては、時効を止めて、優良な税の納税者の方々に対しても、姿勢としては、きちっと示さなければいけないという思いで、担当等々も、その辺をもう少し自信を持ってやりなさいということもたびたび声をかけているわけでございます。

主観的なものを申し上げてはいけない立場ではございますけども、やはり、なかなか過去に、差押えというものに対して、町そのものの姿勢は、比較感で申し上げれば、今より恐らく、そういったものを良しとしなかったのか、やはり性善説に立って、物事を進めてきたのかという、こういった状況もあろうかと思えます。この辺は、やはり厳しくやるとなると、やっていく中で、いろいろな反響もあろうかと思えます。ぜひともまたそういった部分の中で、議員の皆様方に、町の事情もご理解いただく中で、援護射撃というんでしょうか、そういったこともお願いができればと思っておりますけども、いずれにいたしましても、やはりしっかりとした形で、税の公平性、料金の妥当性を欠かないような形で税・料金の徴収というのは、1つ重要かと思えます。

なかなか、町税につきましても、町民税につきましても、個人町民税でございますけど、湯河原の場合、これは、言い訳ではないんですが、事業所があるわけですが、事業所と言っても大きな事業所が少なく、恐らくそういったところでも特別徴収、まあ源泉、国税については、特別徴収をされていると思うんですけど、町県民税についての特別徴収というケースが、恐らく他の市・町よりは少ないという状況もあろうかと思えます。例えば、ある家族中心でやっている企業が、一方で、家族に給料を出して、法人の決算を進め、一方では個人の形で給料を取って、そこで町民税が払われていないなんていうケースも、これはケースとしてあります。

そういった部分で、そういう部分をどのようにきちっと納税をしていただくかということも、いろいろな打合せの中で、しっかりやれ、ということでやっております。ただ、数字がやはり全てでございますので、こういった部分を含めまして、これから更にしっかりとした、毅然とした態度で徴収を進めていく、また、個別の対応を進めていく事を、更に進めていきたいというふうに思いますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 1点だけ教えてもらいたいんですけど、滞納の初期段階で、納税課としては、他の課もそうでしょうけども、具体的にどういう対応をして、例えば3月分が未納ですよとか、4月分は未納ですよとかいうことの初期段階は、どういう対策をしているんですか。その辺をその1点だけ、ちょっと教えてください。その辺がよく分からないから。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 初期段階では、当然ながら、法に基づいた督促状を送付いたします。

それとは別に、法には基づいておりませんが、催告書というものを、年に3回から4回に分けて送付いたしております。

○13番【小澤眞司君】 ありがとうございます。

○委員長【室伏友三君】 次に、(3)平成23年度滞納繰越分滞納者について、須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 (資料説明)

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、いかがでしょうか。ご意見・質問がありましたら。

露木委員。

○4番【露木寿雄君】 これ通し番号によって、前の資料がないから分からないんですけど、あるところで合計が減っている、当然払った方は。徴収した方ね。この前の資料から、これが減っているのは、全て支払っているものと考えていいですか。

それとも、先ほど来出ているように、時効だとか一部不納欠損、そういうのは含まれないのか、それだけ教えてください。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 金額が減っているものは、全て徴収した金額のみでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 この番号ですけども、初期にもらった資料と、番号は変わってないですね。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 当初のものと番号自体は変わってございません。

○13番【小澤眞司君】 分かりました。

○委員長【室伏友三君】 松野委員。

○15番【松野 満君】 いままで、この資料を委員会ですべてあれしてもらったのは、名前も全部入っちゃってるものもあるから、全部資料を、今回で委員会が終わるんだから、全部回収した方がいいと思うんで。議員でなくなる人もいるし、いろいろな形の中で、やっぱり個人情報になっちゃうと困るから、いままでの委員会に出してきた資料を、委員長ね、みんなで集めちゃった方がいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長【室伏友三君】 どうでしょうか。今、松野委員からの提案ですが、そういうふうな方向でよろしいですか。

(了承)

○委員長【室伏友三君】 それはまた後で、いつ集約するかということについては・・・。

(「今日、やっちゃった方がいい」の声あり)

○委員長【室伏友三君】 今日やっちゃうと言いましても、いままでの分を・・・。

○15番【松野 満君】 うちへ持っていっちゃったりしているでしょう。だから、本会議前に持ってきて。

○委員長【室伏友三君】 じゃあ、今日でなくて、2日でいいですかね。

これは、名前が入っていませんが、これも取扱注意だと思うんですが、これも含めてですね。要するに、3つ揃えて出すということですね。

よろしいですか。

○13番【小澤眞司君】 いや、4つだよ、実質は。名前が入ってないのを最初に配ったから。

(「基本的には3つだよ」の声)

○委員長【室伏友三君】 何かございますか。朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 先ほどの小澤委員のご質問の中で、過去3年間の不納欠損の金額というご質問で、私がお答えできなくて、申し訳ございませんでした。

至急調べましたので、今ゆっくり読み上げますが、よろしいでしょうか。

○13番【小澤眞司君】 はい。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 まず20年度でございますが、1億1,335万3,267円でございます。こちらが平成20年度でございます。

続きまして、平成21年度、こちらが7,570万7,885円でございます。

昨年度、平成22年度が、2億4,048万7,625円でございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○13番【小澤眞司君】 はい、いいですよ。

○委員長【室伏友三君】 次に、4 その他ですが、行政側から、何かございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 委員の皆さん、何かございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 それでは、一応全部、滞りなく終わりました。

先ほど申しましたように、本年度最後の委員会であります。本当に行政側の皆さんは、本当にご努力、大変だと思います。ぜひ、こういう委員会が、また来年度も続くわけだと思いますが、行政側だけを責めることだけに終始することなく、ぜひ議会も、これには十分な協力が必要ではないかというふうに思います。

この委員会が、今後形骸化されることなく、有機的に、忌憚のない意見交換の場と議論の場となりますように、それをお願いいたしまして、この町税等徴収対策強化特別委員会の今年度の分を終了させていただきます。また来年度も、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。ご苦労様でした。